頁	誤	正
11 頁	9 地域特認	9 地域特認
	地域の実情、地形条件、気象	地域の実情、地形条件、気象
(別記1)	条件等やむを得ない事由により	条件等やむを得ない事由により
	上記の2、3及び <u>7</u> の上限単価	上記の2、3及び <mark>8</mark> の上限単価
	を超える事業については、地方	を超える事業については、地方
	農政局長(北海道にあっては農	農政局長(北海道にあっては農
	村振興局長、沖縄県にあっては	村振興局長、沖縄県にあっては
	内閣府沖縄総合事務局長をい	内閣府沖縄総合事務局長をい
	う。以下同じ。)が整備等の内	う。以下同じ。)が整備等の内
	容に応じた必要最小限の範囲で	容に応じた必要最小限の範囲で
	上限単価を超えて助成すべきと	上限単価を超えて助成すべきと
	認める場合又は都道府県知事が	認める場合又は都道府県知事が
	要綱別記1の第1の4に基づき	要綱別記1の第1の4に基づき
	地方農政局長と協議を行い、地	地方農政局長と協議を行い、地
	方農政局長が認めた場合に助成	方農政局長が認めた場合に助成
	できるものとする。	できるものとする。
33 頁	(別紙1)(1)推進事業(鳥獣被	(別紙1)(1)推進事業(鳥獣被
	害防止総合支援事業)の概要	害防止総合支援事業)の概要
別記様式	○○県 (都 <u>動</u> 府) 計画 (又は実績)	○○県 (都 <u>道</u> 府) 計画 (又は実績)
第6号		